

## 化学物質管理システム

自社製品に含まれる化学物質が  
適正に管理できてますか！

### REACH規制への対応

- 既存物質含め、全ての化学物質・成形品が対象  
最初の登録: 2011年6月(届出は、リスト公表後6ヶ月以内)
- SVHC含有量(0.1wt%)や年間輸出量(1t)の把握  
使用部品の調査と含有量の積上げ計算
- 今後、段階的に物質追加(約1,500物質)  
その都度、把握検証が必要
- SVHCの変更情報を含む情報入手・伝達必須
- 45日以内の物質情報伝達義務(2008年10月28日~)  
⇒違反の場合、罰則制度の対象も(禁固刑や罰金)  
※SVHC: 高懸念物質(2008年10月28日最初のリスト公表)



アーティクル  
プレザベーション  
サブスタンス

### 化学物質管理の課題

製品・企業のグローバル化が進み、海外の規制への対応が不可欠であることから、電気・電子業界を中心にRoHS指令やREACH規制の発効を受け、その対応に向けた取組みが進んでいます。

しかしながら、

- 企業の調達先や取り扱う部品の点数が多いこと
- 含有有害物質の調査フォーマットの様式が取引先、業界等でまちまち
- 化学物質の法規制改正や新規制定が多々発生している
  - ・RoHS指令の有害物質”有/無”からREACH規制の含有”量”の管理へ
  - ・含有情報の伝達義務
- 仕入先等など調査依頼から回収までに時間がかかる  
など

企業の品質保証部門負荷は、増加する傾向にあります。

### 化学物質管理システムの導入により

#### 1. 環境を配慮した製品の設計が容易になります。

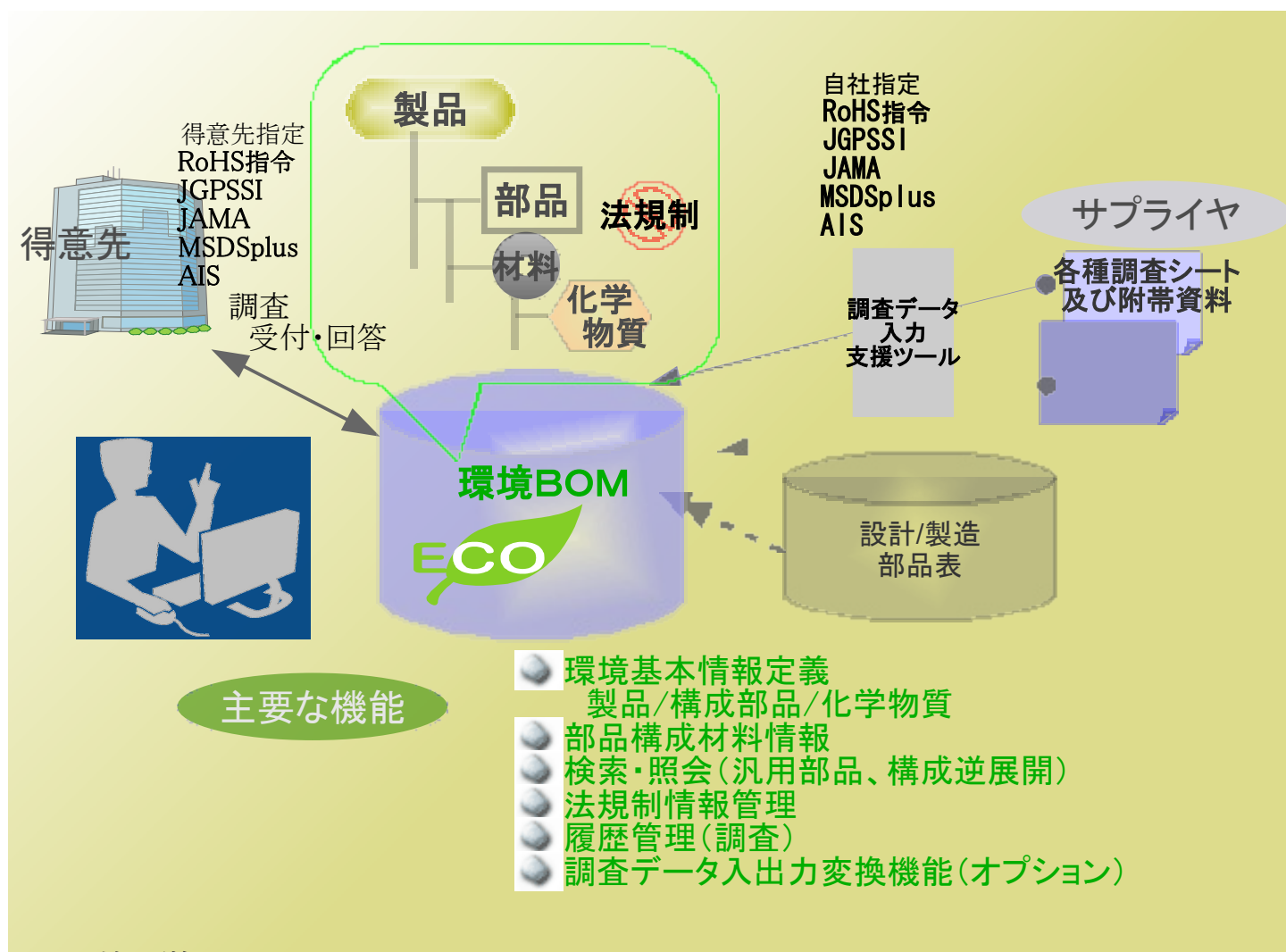
ヒトの健康と環境の保護(08.12改正WEEE指令)に準拠した製品づくりを支援します。

#### 2. グリーン調達に関する業務の効率化が図れます。

得意先や部品メーカーとの調査回答や依頼に要する時間を大幅に削減でき、今後の業務量増加にも対応が可能となります。  
また、化学物質の情報共有が可能となり、部門間での重複作業がなくなります。

#### 3. 今後の法規制改正や強化に対しても柔軟に対応

地球規模の様々な環境の変化は、今後も企業活動の社会的責任に直結した取組み強化求められます。西欧を中心とした法規制改正にも柔軟に対応が可能となります。



特徴

- ◆ 部品に含まれる材料に関する法規制、調査種別・内容、成分、報告資料などを体系的なデータベース化ができ、得意先の規制レベルに応じた含有量の集計等が容易に行えます。また、新たな法規制対応などの取組みで特定の物質を使用している材料や部品も簡単に検索が可能です。
- ◆ 必要な情報については、CSV形式でダウンロードが可能であり、購買管理業務などへの活用ができます。
- ◆ 設計・手配部品表と連携を行うことにより、製品から部品、材料にいたる一連の環境関連情報の検索が容易になります。

Eco-FRAME/CMS化学物質管理システムは、欧州に輸出する製品や部品が含有する化学物質のデータ管理を支援し、グリーン調達の実現を効率化を実現します。

◇販売元

◇企画・開発



サンエスシステムズ株式会社

<http://www.san-sss.com/>

TEL 026-259-8586

長野市吉田3丁目6-22太陽旅行ビル2F 〒381-0043